

平成 20 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名　　ダイア建設株式会社
代表者名　　代表取締役社長 加治洋一
 (コード番号 8858 東証第二部)
問合せ先　　執行役員 伊藤 博
 TEL : 03-3205-5513

当社の民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、本日平成 20 年 12 月 19 日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立を行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申し立てを行い受理され、直ちに同裁判所から保全処分命令（弁済禁止処分）と監督命令が発せられましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

このような事態となり、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしますことを衷心よりお詫び申し上げますとともに、今後は、役職員一同、再生に向けて全力を尽くしてまいり所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 申立の理由

当社は、昭和 51 年に五光住宅株式会社として設立され、翌年には、現商号であるダイア建設株式会社に商号を変更し、その後、マンションの分譲事業を中心とした不動産事業において事業規模を拡大して、順調に成長を遂げました。

当社は、平成元年、東京証券取引所市場第二部への上場を果たし、最盛期には、連結子会社を 10 数社有して、それらの連結子会社を通じて、不動産事業以外のファイナンス事業やホテル事業なども手掛け、積極的な事業展開を行いました。

しかし、バブル崩壊による不動産価格の低下等により、多額の不良資産・不稼動資産を抱えることになり、当社は、平成 15 年 3 月期には実質自己資本が大幅な債務超過となって、信用不安が発生しました。そのため、平成 15 年、株式会社産業再生機構の支援を仰ぐこととし、同社による再生スキームにより、当社は、コア事業であるマンション分譲事業及びマンション管理・リフォーム事業に注力して、ノンコア事業を営んでいた関連会社を全て売却するなどして大規模なリストラを敢行いたしました。

その後、当社は、売上規模は徐々に縮小しつつも、質の高い分譲マンションの提供と高い営業力を活かして、事業の黒字維持に努めました。しかしながら、昨今の資材価格高騰、建築基準法改正による工事遅延等により、収益が悪化し、マンション販売高が伸び悩むとともに、分譲マンションの新規着工が困難となり、徐々に資金繰りに窮していくこととなりました。

当社は、平成 20 年 3 月に関係会社 3 社を売却し、また完成在庫の一括処分も行って資金繰りの改善

を図り、高い営業力を活かしてマンションの販売強化に努めるなどして経営改善に努めました。しかし、先般の金融危機によりマンション需要が急速に縮小し、特に平成 20 年 10 月以降はマンション分譲・販売が大きく落ち込み、当社のマンション販売高は激減することとなりました。

その結果、当社は資金繰りに窮することとなり、やむなく法的手続により再建することを決断した次第です。

2. 申立の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 申立日 | 平成 20 年 12 月 19 日 (金) |
| (2) 申立裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (3) 事件番号 | 平成 20 年 (再) 第 307 号 |
| (4) 事件名 | 民事再生手続開始申立事件 |
| (5) 申立代理人 | 〒100-8222 東京都千代田区丸ノ内 1 丁目 6 番 5 号 丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所
弁護士 松村 正哲
同 丸茂 彰
同 信國 篤慶
同 石川 貴教
同 朽尾 安紀 |

3. 負債総額

約 300 億円 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

4. 今後の見通し

当社は、今後、スポンサーの選定を行い、その支援を得て、事業の再生を図る所存です。当社は、これまで培ったマンション建設の企画力及び高い営業能力等を活かして、事業の再生に向けて役職員一同全力を尽くして参る所存です。

5. 証券取引所規則に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

有価証券上場規程第 605 条第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請については、行わない予定です。